

| 科 目 | 必・選 | 担 当 教 員 | 学 年 ・ 学 科 | 単 位 数 | 授 業 形 態 | | | | | | |
|--|---|----------------|----------------------------------|-----------|---------|--------|--------|---|---|-----|---|
| 技術者倫理 (Ethics for Engineers) | 必 | 田村 敏雄 後藤多栄子 | 2年生 メカトロニクス工学専攻 エコシステム工学専攻 | 学修単位 2 | 半期 週2時間 | | | | | | |
| 授業概要 | 田村敏雄による工業倫理の集中講義そして後藤多栄子による独占禁止法を含む知的財産権法の講義をおこなう。企業人としてのコンプライアンス(法令遵守)についての知識や理解を深める内容である。ビデオ教材や事例研究を通じて技術者倫理の問題を学び、研究レポートや事例報告を通して理解を深める。 | | | | | | | | | | |
| 到達目標 | 技術者としての義務や責任を法令遵守という側面より学習し、具体事例に含まれる争点や論点を分析する。事例分析をすることにより、問題解決能力や問題防止能力を高める。社会に対する技術者、企業人としての責任を理解し、同時に、企業としての社会や地域環境に対する責任意識を理解し、個々人の倫理観を高める。 到達目標を以下に示す： 1、技術者倫理関連や企業コンプライアンスに関係する事例の報告を発表したり、課題レポートを作成できる。(A-b) 2、工学技術の諸問題そしてコンプライアンス(法令遵守)の問題点について、社会や企業、そして企業人や技術者との関連性をふまえつつ防止策や改善策などを提案できる。(A-b) | | | | | | | | | | |
| 評価方法 | 課題レポート、テストそして事例研究報告を行う。 以下の評価判断でCランク以上で合格点に達成したとする。 <評価の判断> Aランク：詳細に調査(説明)している。内容が必要十分で明確である。(90～100点) Bランク：調査(説明)ができていない。内容が必要十分でない。(70～89点) Cランク：調査(説明)をしているが、内容が不足している。(60～69点) Dランク：報告しない、もしくはできない。(不可) | | | | | | | | | | |
| 教科書等 | 【教科書】 技術者による実践的工学倫理 中村収三・(社)近畿化学協会(化学同人)編著[購入してください] ベーシック経済法 第3版 独占禁止法入門 川濱昇他著 有斐閣アルマ [購入してください] 産業財産権標準テキスト(総合編) [配布します] | | | | | | | | | | |
| 内 容 | (110分授業を15回実施する。なお、1回の自宅演習は240分を目処にする。) | | | | 学習・教育目標 | | | | | | |
| 第1回 | 技術者倫理序論：倫理規定、技術者の位置づけ：JABEE/ABET等認定と国際比較 | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第2回 | 技術者倫理と技術倫理：事例研究1(個人レポート、グループ討議・発表) | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第3回 | 事例研究2：(個人レポート、グループ討議・発表) | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第4回 | 技術者と倫理：企業倫理、製造物責任：PL法、訴訟事例研究、欧米比較 | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第5回 | 事例研究3：(個人レポート) | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第6回 | 倫理問題への対応：公益通報者保護法、実践的倫理のすすめ | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第7回 | 法令遵守の基本理念(憲法) | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第8回 | 刑法の基本的考え方 | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第9回 | 民法の基本的考え方 | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第10回 | 独占禁止法：競争と独占 | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第11回 | 私的独占(インテル事件) 不当な取引制限(カルテル・入札談合) | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第12回 | 不公正な取引方法(優越的地位の濫用・再販売価格拘束・不当廉売等) | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第13回 | 著作権法：データベース著作物 商標と意匠事例 | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第14回 | 特許法について、そして、まとめテスト | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| 第15回 | 学生による事例報告 | (自宅演習) | | | A | | | | | | |
| (特記事項) 1回から6回分の表記は、田村先生担当の集中講義(90分X8回)の内容で表記している。7回から15回分の内容は後藤担当分である。 90分授業になった場合は3回分を追加し18回とする。 | JABEEとの関連 | | | | | | | | | | |
| | JABEE | a | b | c | d1 | d2a)d) | d2b)c) | e | f | g | h |
| | 本校の学習・教育目標 | A | A | C-1 | C-1 | C-2 | B | B | D | C-3 | B |
| | | | ◎ | | | | | | | | |

※合格ラインについて、特に記載の無いものは、60点以上を合格とします。

技術者倫理 専攻科第2学年 必修

非常勤講師の田村先生の授業が集中講義(90分X8回=720分)であるために、後藤の担当は110分X15回=1650分(全体の授業時間数)−720分=930分を充当する。そのため、110分授業の場合は、110分X9回=990分となり、60分超過分は調整する。90分授業の場合は、90分X11回=990分となり、60分超過分は調整する。1回目の授業の時に、上記講義内容のブリーフィングをおこない、日程を発表する。

【後藤担当分】

技術者にとって不可欠な知識である知的財産権に関する基本的な法体系(独占禁止法・特許法・商標法・意匠法・著作権法・不正競争防止法)を理解する。技術者にとってどこまでは許される行為であり、何をしては技術者倫理に抵触するのかを考えるために複数の事例研究を行いながら講義を行う。特許取得のための検索や調査方法そして明細書の書き方などの理解を深める。

【田村担当分】 集中講義授業

例年2日間にわたり90分X8回で、1日間で、90分授業を午前中2回そして午後2回おこなう。

本校に学ぶ学生の多くは、社会に単立ちエンジニアとして企業という実業の場に生きるであろう。また、大学や研究所の学問の府で、研究者として業務に勤しむであろう。自然科学での理学分野であれ工学分野であれ、絶えず目的に向かうプロセスにおいて、成功・失敗にかかわらず多くのリスクと対峙する。

そのリスクの回避や克服のためには、事実や現実と対峙し、無意識の上にあっても高い倫理性の認識や判断が重要である。その認識、判断、決断を陶冶するには、実社会での企業活動、組織運営における体験や不可欠である。この授業は、専門技術教育というより、追体験(事例研究)により実践的啓蒙をおこなう。

- * 教科書「技術者による実践的工学倫理」の内容を基本に進める。
- * 「実践的」授業が不可欠である。事実の取材に基づいた公共メディアの「ビデオ映像」鑑賞、時事的な「新聞記事」等の媒体を資料教材として活用する。
- * 仮想事例や内外の学協会の倫理規定を引用し参照する。
- * 各自にレポート作成を求め、またグループ討議と口頭発表等のコミュニケーションにより、双方向性の授業をおこなう。
- * 工学的倫理問題への対応と倫理的課題に対する予知、予防の感性を高める。
- * 実例として、チャレンジャー事故、シティコープビル物語、東海村核燃料臨界事故、論文捏造事件等を検証する。